子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金の保険料（令和8年度）

令和8年4月保険料（5月に給与天引き）より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率（支援金率）は0.23%です。

※ 支援金額（月額）は、標準報酬月額×支援金率になります。
※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。
※ 賞与からも支援金を拠出いただきます（標準賞与×支援金率）。

支援金の徴収の流れ

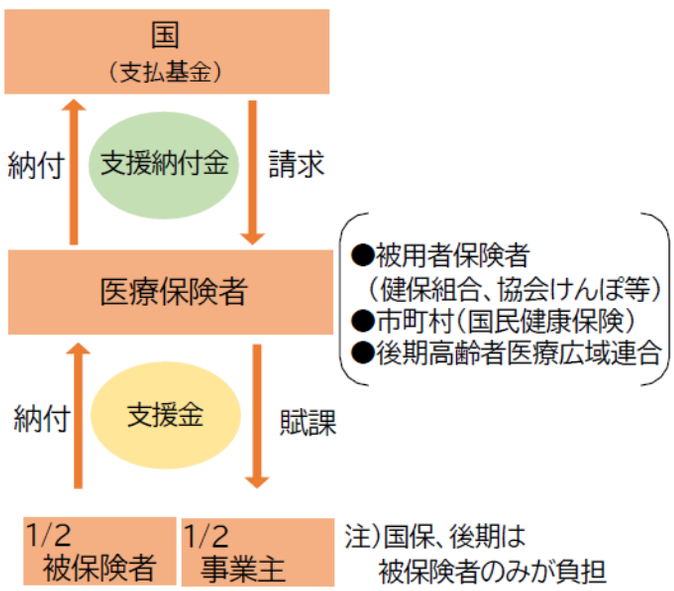

拡充される給付の例

※こども家庭庁リーフレットより

＜事務所より＞

入退社の手続きが終わると、労働保険の年度更新や社会保険の算定へと続く、比較的忙しい時期となります。１つひとつ正確に取り組んでいきたいと思います。

今月の年金相談日は14、22、28日です。

ご迷惑をお掛けしますが、よろしくお願いいたします。

詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目４３番地
https://www.eto-srgs.com/
☎ 0247-82-6265